

定住自立圏形成協定書 変更協定書

延岡市 日之影町

令和2年3月18日変更

平成31年3月20日変更

定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と日之影町（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

- 1 別表第1の③内の協定項目「障がい者の支援体制の構築」の内容を次のように変更する。

障がい者の支援体制の構築	取組の内容	障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。
	甲の役割	(1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。
	乙の役割	(1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。

- 2 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和2年3月18日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 読谷山 洋



乙 西臼杵郡日之影町大字岩井川3398番地1

日之影町

日之影町長 佐藤 真



定住自立圏形成協定(延岡市、日之影町)新旧対照表

新		旧		備考欄
<p>(略)</p> <p>別表第1(第3条第1項第1号関係)</p> <p>③福祉</p>		<p>(略)</p> <p>別表第1(第3条第1項第1号関係)</p> <p>③福祉</p>		(略)
<p>取組の内容</p> <p>次世代育成支援対策</p>	<p>圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりに効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、乙と共同して研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(2)甲の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3)甲の区域の住民の利便性向上のため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。また、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(4)甲の区域のファミリーサポートセンター等のサービスを乙の区域へ拡充する。</p> <p>(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、甲と共同して研究する。</p> <p>(2)乙の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3)乙の区域の住民の利便性向上のため、甲の区域の児童福祉施設を活用し、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(4)甲と共同し、甲の区域のファミリーサポートセンター等のサービスを乙の区域へ拡充し、甲と協議の上、受益に応じた経費を負担する。</p>	<p>取組の内容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p>	<p>圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりに効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、乙と共同して研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(2)甲の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3)甲の区域の住民の利便性向上のため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。また、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(4)甲の区域のファミリーサポートセンター等のサービスを乙の区域へ拡充する。</p> <p>(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、甲と共同して研究する。</p> <p>(2)乙の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3)乙の区域の住民の利便性向上のため、甲の区域の児童福祉施設を活用し、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(4)甲と共同し、甲の区域のファミリーサポートセンター等のサービスを乙の区域へ拡充し、甲と協議の上、受益に応じた経費を負担する。</p>	(略)
<p>取組の内容</p> <p>障がい者の支援体制の構築</p>	<p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。</p> <p>(1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。</p> <p>(2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。</p> <p>(1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。</p> <p>(2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。</p>	<p>取組の内容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p>	<p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。</p> <p>(1)甲の区域の児童デイサービス事業所が実施する療育サービスを乙の区域の住民が利用できるよう体制の整備を推進する。</p> <p>(2)乙と共同して、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進めるとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。</p> <p>(4)障がい児者の地域生活を支援する体制を強化していくため、乙と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶインターネット環境の整備を進めるとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(1)甲が行う療育事業の体制整備に係る費用を、受益に応じて負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進める。</p> <p>(3)甲と共同し、障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。</p> <p>(4)障がい児者の地域生活を支援する体制を強化していくため、甲と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶインターネット環境の整備を進める。</p>	(変更)

定住自立圏形成協定(延岡市、日之影町)新旧対照表

新	旧	備考欄																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> 権利擁護 支援体制 の充実 </td> <td style="width: 70%;"> 圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">甲の役割</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乙の役割</td> <td></td> </tr> </table>	権利擁護 支援体制 の充実	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。	取組の内容		甲の役割		乙の役割		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> 権利擁護 支援体制 の充実 </td> <td style="width: 70%;"> 圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">甲の役割</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乙の役割</td> <td></td> </tr> </table>	権利擁護 支援体制 の充実	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。	取組の内容		甲の役割		乙の役割		<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>
権利擁護 支援体制 の充実	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。																	
取組の内容																		
甲の役割																		
乙の役割																		
権利擁護 支援体制 の充実	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。																	
取組の内容																		
甲の役割																		
乙の役割																		